

潮来市 第2期 子ども・子育て支援事業計画

子どもも 家庭も いきいき、すくすく
みんなで育む いたこの未来

令和2年3月

潮来市



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	3
第2節 本計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	6
第2章 市の子ども・子育てを取り巻く現状	7
第1節 子育て家庭を取り巻く状況	9
第2節 教育・保育の状況	12
第3節 アンケート調査結果から	21
第4節 今後の取り組み	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
第1節 計画の基本理念	27
第2節 教育・保育提供区域の設定	28
第4章 施策の展開	29
第1節 教育・保育の量の見込みと提供体制	31
(1) 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定	31
(2) 量の見込みと確保の方策	33
第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	34
(1) 学童保育（放課後児童クラブ）	34
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）	35
(3) 一時預かり事業	35
(4) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・病後児）	36
(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	36
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	37
(7) 地域子育て支援拠点事業	37
(8) 利用者支援事業	38
(9) 妊娠健康診査	38
(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	38
(11) 養育支援訪問事業	39
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	39
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	39

第3節 子どもや子育て世帯の支援に向けて	40
(1) 健やかな子どもの成長	41
① 親子の健康づくり	41
② 小児医療体制の確保	42
(2) 地域における教育・保育環境の充実	43
① 情報提供と相談体制の充実	43
② 子育て支援のネットワークづくり	43
③ 子育て支援の基盤整備	44
④ 教育環境の整備	45
⑤ 子育てと仕事の両立支援	46
(3) 安全・安心に暮らせる生活環境の充実	47
① 安心・安全なまちづくりの強化	47
② 遊び場などの環境の整備	47
③ 子どもの権利擁護の充実	48
④ 様々な家庭への支援の推進	49
⑤ 障がい児施策の充実	50
第5章 計画の推進	51
第1節 進行管理と点検・評価	53
第2節 地域・関係機関との連携と協働	53
資料編	55
1 潮来市子ども・子育て会議委員名簿	57
2 潮来市子ども・子育て会議条例	58
3 計画策定経過	59

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

本市では、平成 17 年 4 月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき「潮来市次世代育成支援行動計画」（前期計画）を、平成 22 年度からはその後継となる「潮来市次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定し、子育て家庭が、安心して子どもを産み育てるための支援の充実に取り組んできました。

ただし、出生数の減少などともなう少子化が進んでおり、都市部においては、保育需要の急増が見られる一方、人口減少地域においては、利用者数の減少や施設の老朽化等に伴う統廃合の検討が求められるなど地域ごとの状況の違いが色濃く出るようになりました。

国は、子どもや子育て家庭を支援する新しい仕組みを構築するため、平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連 3 法を公布しました。各自治体ではこの新制度に基づき、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供される「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められました。また、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向けた、「次世代育成支援対策推進法」が平成 37 年 3 月まで延長されました。

これらの状況を受け、本市では平成 27 年度から、子ども・子育て支援の実施主体として、子ども・子育て支援給付及び必要な事業、その他必要な子ども・子育て支援の取り組みを推進するため、「潮来市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況が続いています。近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、子育てについて不安や孤立感を感じている世帯も依然として見られ、仕事と子育ての両立を支援する環境も十分に整っているとは言えない状況です。

また、子どもは社会の希望であり、未来を築く大いなる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会、子どもが自ら育つ力を身につけられる社会の実現は、すべての人の願いです。

そのため、本市においては、令和元年（2019 年）度に現行の「潮来市子ども・子育て支援事業計画」の計画年度が満期を迎えることに伴い、引き続き、安心して子どもを産み、育てられる社会の実現と、子どもたちがすくすくと育つ子育て環境づくりに取り組んでいくため、市民の声を活かしながら新たに「潮来市第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

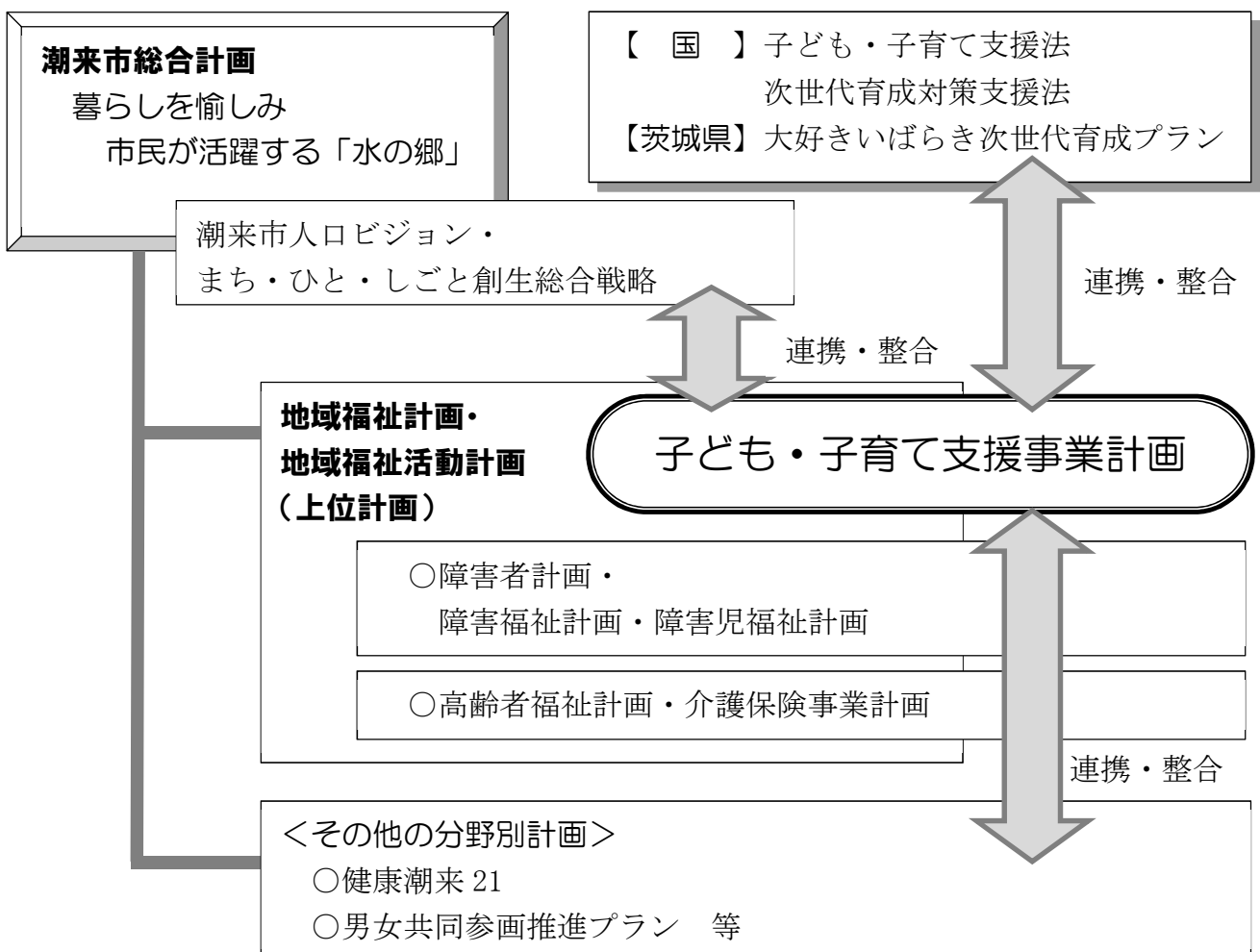
第2節 本計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みの構築を目指すものです。

策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえると同時に、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき市町村が策定することができる「次世代育成支援行動計画」としても位置づけられ、子ども・子育て支援に関するさまざまな施策の体系化を進めます。

また、市内の計画との関係については、市の最上位計画である「潮来市第7次総合計画」や、人口減少や地域全体の活力の向上を目指す「第2期潮来市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」が掲げる理念や将来像、各施策との整合を図り、潮来市における子ども・子育て支援に関する総合的な計画の役割を果たします。さらに、「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）」を地域の課題解決に向けた上位の計画として整合を図るとともに、他の教育・健康・福祉分野の各種計画とも連携を図ります。

■ 計画の位置づけ



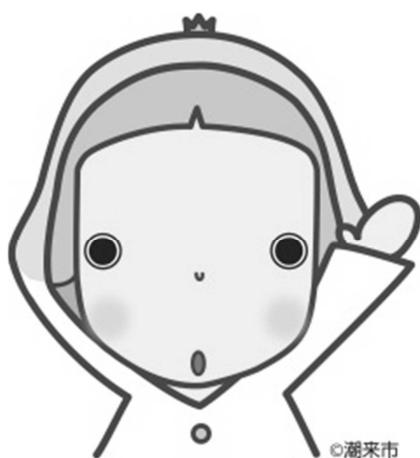
第3節 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法令改正や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じ見直しを行うこととします。

■ 計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
今回計画									
					次期計画				



第4節 計画の策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向を把握するとともに、庁内及び関係機関等との十分な協議などを行い、幅広い意見等を踏まえ計画に反映できるよう努めました。

○ 子ども・子育て会議による協議

計画策定の審議機関として、関係機関・団体の代表などで構成する「潮来市子ども・子育て会議」を設置し、課題や計画の検討を行いました。なお、庁内関係各課との協議を踏まえ、本計画を策定しました。

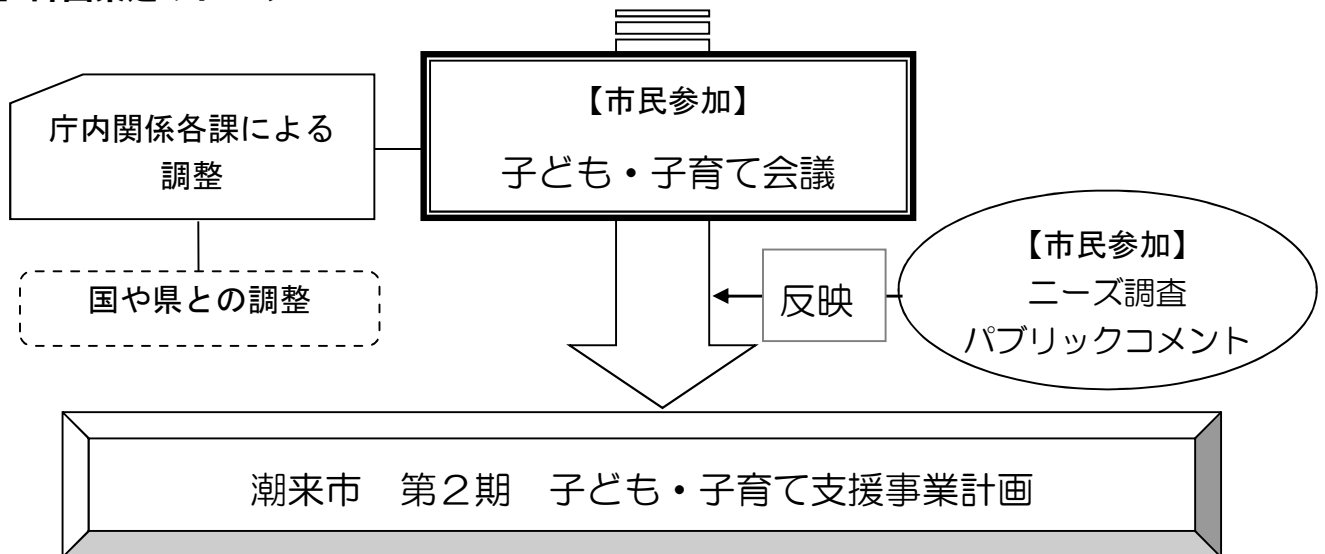
○ アンケート調査の実施

就学前児童のいる家庭及び小学校低学年保護者を対象に、各サービスの利用意向などを把握するため、アンケート調査を実施し、分析を行いました。

○ パブリックコメントの実施

計画策定にあたって市民の意見を反映させるため、潮来市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

■ 計画策定のイメージ



第2章 市の子ども・子育てを取り巻く現状

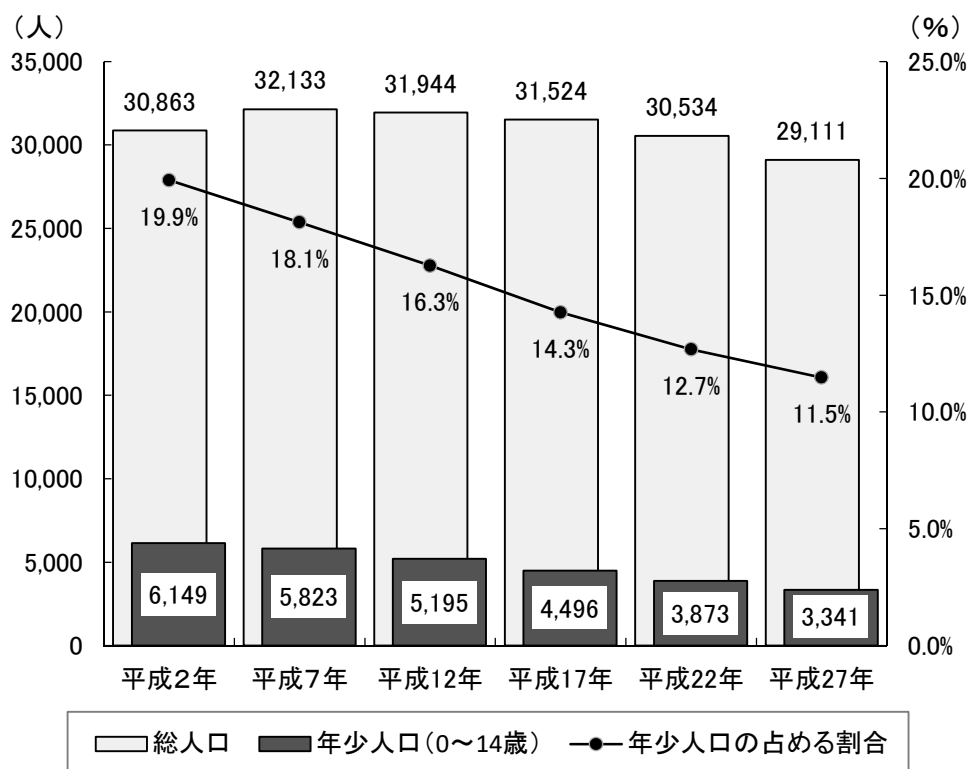
第2章 市の子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 子育て家庭を取り巻く状況

(1)人口の動向

市の総人口は平成27年では29,111人となっており、近年は減少傾向にあります。
年少人口（0～14歳）は、平成2年の6,149人に比べ、平成27年では3,341人と大きく減少しており、人口に占める割合も、平成27年では11.5%まで低下しています。

■ 本市の総人口と年少人口の推移

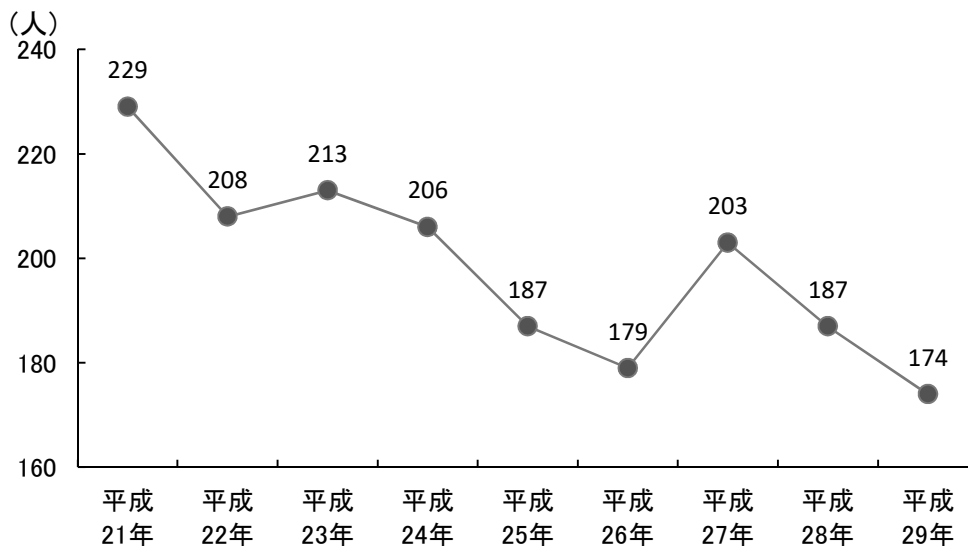


資料：国勢調査

(2)出生の動向

市の出生児数は、増減は見られるものの主に減少傾向にあり、平成29年は174人となっています。

■ 本市の出生者数の推移

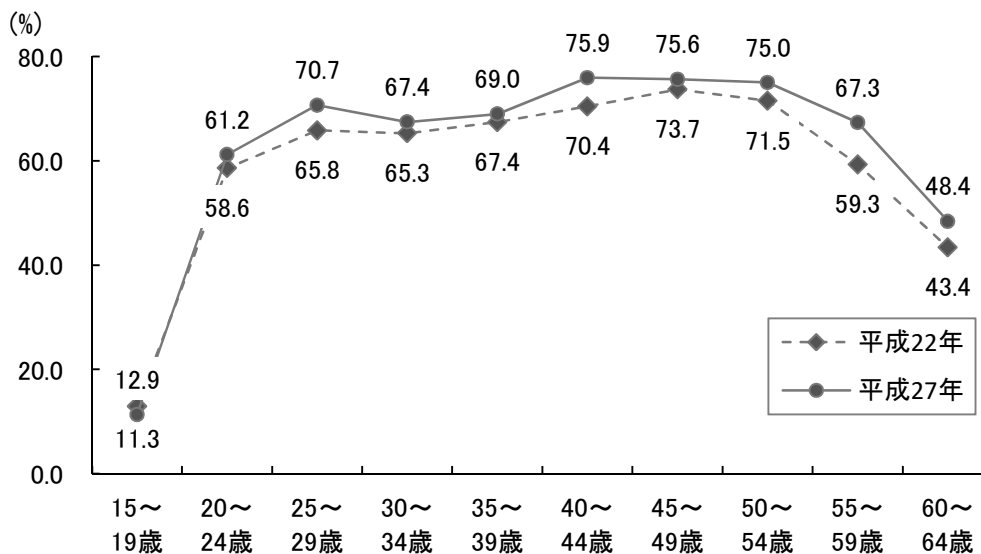


資料：茨城県人口動態統計

(3)女性の就労率

市の女性の就労率は、15～19歳を除き、平成22年よりも割合が高くなっています。女性の、年齢別の就労している人の割合については、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆる「M字カーブ」を描くことが多く、本市でも30歳代での割合がやや低くなっている傾向が見られます。

■ 本市の女性の就労率(※)の推移



※総数/就業者(完全失業者を除く)

資料：国勢調査

(4)年少人口の今後の人口推計

年少人口の今後の見込みについては、引き続き減少する傾向が続くものと想定しており、令和6年度では0～5歳の未就学児層が974人、6～11歳の小学生が1,133人、14歳までのいわゆる年少人口は2,751人となっています。

■ 年少人口の推計値

(単位：人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	168	163	158	153	148
1歳	180	174	169	164	159
2歳	192	186	181	174	169
3歳	191	186	180	174	168
4歳	190	185	179	173	167
5歳	179	174	170	167	163
6歳	196	192	187	183	179
7歳	203	199	195	191	186
8歳	209	204	200	195	191
9歳	210	206	201	196	192
10歳	207	201	196	190	185
11歳	224	218	212	207	200
12歳	238	230	224	218	212
13歳	243	237	230	223	217
14歳	241	235	228	222	215
0～2歳 (3号認定相当)	540	523	508	491	476
3～5歳 (1号認定、 2号認定相当)	560	545	529	514	498
0～5歳 (未就学児)	1,100	1,068	1,037	1,005	974
6～11歳 (小学生)	1,249	1,220	1,191	1,162	1,133
0～14歳 (年少人口)	3,071	2,990	2,910	2,830	2,751

第2節 教育・保育の状況

(1)市内の教育・保育の施設の状況

① 市内の教育・保育施設の定員

平成31年4月1日時点で潮来市内に存在する保育所、幼稚園、認定こども園は次のとおりです。保育所は保育施設であることから0～2歳の3号認定と3～5歳の2号認定を受け入れ、幼稚園は教育施設であることから3～5歳の1号認定を受け入れています。

「認定こども園」は、園ごとに性質が異なるものの、1号認定と、2号認定・3号認定のどちらも受け入れています。

■ 市内の教育・保育施設の利用定員(平成31年4月1日時点)

(単位：人)	合計	1号 (教育)	2号、3号(保育)						
			(保育合計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
市立潮来保育所	90		90	15	15	15	15	15	15
市立うしぼり幼稚園	70	70							
市立延方幼稚園	70	70							
認定こども園日の出こども園	105	15	90	5	12	16	19	19	19
認定こども園こひつじ園	123	33	90	6	14	20	16	17	17
認定こども園うしぼり園	105	15	90	10	15	15	15	15	20
かすみ認定こども園	75	15	60	6	7	12	11	12	12
認定こども園しらほ園	95	15	80	10	10	13	12	17	18
スサキ認定こども園	60	0	60	10	10	10	10	10	10
認定こども園潮来こども園	85	20	65	3	6	11	15	15	15
認定こども園慈母学園	145	35	110	9	12	24	20	30	15
合計	1,023	288	735	74	101	136	133	150	141

② 市内の教育・保育施設の利用の状況

第1期子ども・子育て支援事業計画策定時の量の見込みとそれに対する実際の利用の状況は次のとおりになっています。

各表のうち、「中間年度見直し後」とあるのは、平成29年度に、実態との乖離がみられたことにより、それまでの利用実績を基に量の見込みを見直したものであり、利用率は実績の「合計」を「確保の方策（総数）」で割ったものです。

■ 1号認定（3～5歳の教育の利用）

(単位：人)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (中間年度見直し後)		186	181	181	175 (177)	166 (154)
確保の方策（総数） (中間年度見直し後)		200	200	200	200 (288)	200 (288)
実績	3歳	54	39	40	40	46
	4歳	79	87	66	53	55
	5歳	91	78	88	74	63
	合計	224	204	194	167	164
利用率※ (中間年度見直し後)		112.0%	102.0%	97.0%	83.5% (57.9%)	82.0% (56.9%)

<利用状況の分析>

平成28年度までは利用率が100.0%を超えていたものの、平成29年度以降は確保の方策（総数）を下回る利用となっています。

■ 2号認定（3～5歳の保育の利用）

(単位：人)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
	量の見込み (中間年度見直し後)	405	394	396	383 (393)	364 (400)
	確保の方策（総数） (中間年度見直し後)	406	400	400	400 (424)	400 (424)
実績	3歳	108	129	118	135	121
	4歳	91	111	135	127	138
	5歳	114	101	114	139	126
	合計	313	341	367	401	385
利用率※ (中間年度見直し後)		77.1%	85.2%	91.8%	100.3% (94.6%)	96.3% (90.8%)

<利用状況の分析>

平成30年度までは見込みに反し利用者数が伸びる傾向が見られ、利用率が計画当初の確保の方策（総数）の100.0%を超えたものの、平成31年度には再び確保の方策を下回る利用となっています。

■ 3号認定（0～2歳の保育の利用）

(単位：人)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0歳 (中間年度見直し後)	94	91	89	85 (64)	83 (71)
	1～2歳 (中間年度見直し後)	230	218	210	204 (216)	198 (218)
	合計 (中間年度見直し後)	324	309	299	289 (280)	281 (289)
	確保の方策（総数） (中間年度見直し後)	325	310	300	290 (306)	290 (306)
実績	0歳	24	26	22	25	21
	1歳	77	78	90	87	75
	2歳	112	108	118	121	137
	合計	213	212	230	233	233
利用率※ (中間年度見直し後)		65.5%	68.4%	76.7%	80.3% (76.1%)	80.3% (76.1%)

<利用状況の分析>

平成30年度までは利用率の上昇が続いたものの、平成31年度は前年とほぼ同様の利用状況となっています。0歳児については、各年度4月1日時点の実績となっており、保護者の育児休業からの復帰等により、年度途中から利用を希望する人が増加しています。

(2)地域子ども・子育て支援事業の利用の状況

本市では、子どもや子育て世帯への支援を十分に行うため、地域子ども・子育て支援事業として、次の11事業について、第1期子ども・子育て支援事業計画において量の見込みを行い、それに対する確保方策を設け、実施にあたりました。

① 学童保育(放課後児童クラブ)

事業内容：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

【第1期の見込みと実績】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
量の見込み	304人	292人	277人	266人
確保方策	300人	300人	300人	300人
実績 (下段は登録者数)	212人 (368人)	238人 (414人)	208人 (393人)	231人 (431人)

<利用状況の分析>

利用者数ベースでほぼ8割と確保方策内に収まっています。量の見込みにおいては、利用ニーズが減少することが予想されましたが、実際の利用は増減が続き、横ばいの状況と言えます。

■ 市内の放課後児童クラブの状況

令和元年5月現在、潮来市内には6つの小学校区に9つの放課後児童クラブがあります。

小学校区	クラブ名
潮来小学校区	潮来学童クラブ(公立)
津知小学校区	津知学童クラブ(公立)
大生原小学校区	しらほ児童クラブ(私立)
延方小学校区	延方学童クラブ(公立), こひつじ児童クラブ(私立)
日の出小学校区	日の出学童クラブ(公立), 日の出学童クラブ(私立), 慈母学童クラブ(私立)
牛堀小学校区	牛堀学童クラブ(公立)

② 時間外保育事業(延長保育事業)

事業内容：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業

【第1期の見込みと実績】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
量の見込み	185人	178人	176人	170人
確保方策 (下段は開設か所数)	185人 8か所	178人 8か所	176人 8か所	170人 8か所
実績 (下段は開設か所数)	59人 5か所	56人 5か所	47人 5か所	43人 5か所

<利用状況の分析>

第1期計画では、時間外の利用意向をもつすべての人を対象に見込んでおり、事業としての利用とは、必ずしも一致していなかったために、国からの交付金の対象者を把握した実績値との間に差が見られますが、受け入れについては、いずれにしても問題ない状況です。



③ 一時預かり事業

事業内容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所（園）などにおいて、一時的に保育を行うものです。

【第1期の見込みと実績】

○ 幼稚園等在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
量の見込み	8,370人	8,143人	8,172人	7,903人
確保方策	8,370人	8,143人	8,172人	7,903人
実績	6,022人	1,743人	7,034人	11,155人

○ 認定こども園、保育所(園)などにおいて、一時的に保育を行う事業(非在園児)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
量の見込み		3,875人	3,737人	3,682人	3,565人
確保 方 策	一時預かり (下段はか所数)	3,875人 (8か所)	3,737人 (8か所)	3,682人 (8か所)	3,565人 (8か所)
	ファミリー・サポート・センター (下段はか所数)	30人 (1か所)	30人 (1か所)	30人 (1か所)	30人 (1か所)
実績	利用者数 (合計)	396人	173人	577人	1,084人
	一時預かり (開設か所数)	3か所	3か所	4か所	5か所
	ファミリー・サポート・センター (開設か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所

<利用状況の分析>

利用者数については年により大幅に増減が見られます。これは、国からの交付金の対象者を実績値として把握しているためです。ただし、平成30年度のように利用が上回っていても、十分に受け入れを行えている状況です。

④ 病児保育事業

事業内容：病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【第1期の見込みと実績】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
量の見込み		214人	214人	214人	213人
確保 方策	病児保育 (下段はか所数)	200人 (1か所)	200人 (1か所)	200人 (1か所)	200人 (1か所)
	ファミリー・サポート・センター (下段はか所数)	14人 (1か所)	14人 (1か所)	14人 (1か所)	13人 (1か所)
実績		10人 (1か所)	134人 (1か所)	80人 (1か所)	149人 (1か所)

<利用状況の分析>

保育中に微熱が出るなど「体調不良」となった際に利用される事業という性質があるため、年度ごとの利用者数は大きく増減が見られますが、いずれの年も確保方策を上回った利用は見られません。

⑤ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業内容：子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【第1期の見込みと実績】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
量の見込み		590件	562件	535件	511件
確保方策		590件	562件	535件	511件
実績		539件	573件	554件	513件

<利用状況の分析>

年により増減は見られますが、おおむね確保方策に近い利用状況となっています。

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業内容：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業です。

【第1期の見込みと実績】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
量の見込み	2日	2日	2日	2日
確保方策	2日	2日	2日	2日
実績	0日	0日	9日	0日

<利用状況の分析>

年により増減は見られますが、4年分の平均として見ると年あたり 2.25 日とおおむね確保方策に近い利用状況となっています。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

事業内容：子育て広場等で実施している子育てについての相談や情報の提供、援助、子育て家庭の交流を実施する事業です。

【第1期の見込みと実績】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
量の見込み (延べ利用回数)	7,000回	7,000回	8,376回	8,112回
確保方策 (施設数)	2か所	2か所	2か所	2か所
実績 (下段は施設数)	6,099人 (2か所)	5,032人 (2か所)	4,633人 (2か所)	3,826人 (2か所)

<利用状況の分析>

乳幼児施設利用者の増加に伴い、平成27年以降利用の減少が見られます。

⑧ 利用者支援事業

事業内容：教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【第1期の見込みと実績】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
量の見込み	—	—	1か所	1か所
確保方策	—	—	1か所	1か所
実績	—	—	—	1か所

<利用状況の分析>

平成30年度より1か所を開設し、運営を行っています。

⑨ 妊婦健康診査

事業内容：妊婦の健康診査費用を補助するため、14枚の補助券を配布する事業です。

【第1期の見込みと実績】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
量の見込み	208人	202人	197人	190人
確保方策	208人	202人	197人	190人
実績	199人	193人	172人	179人

<利用状況の分析>

いずれの年も確保方策に対し8割から9割台の利用が見られます。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

事業内容：生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【第1期の見込みと実績】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
量の見込み	178人	173人	168人	162人
確保方策	178人	173人	168人	162人
実績	198人	180人	171人	156人

<利用状況の分析>

確保方策に対し利用実績がやや上回る年が見られます。

⑪ 養育支援訪問事業

事業内容：養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業です。

【第1期の見込みと実績】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
量の見込み	2人	2人	2人	2人
確保方策	2人	2人	2人	2人
実績	0人	0人	0人	0人

<利用状況の分析>

養育支援が特に必要となった場合の事業という性質があるため、現在は利用のない年も見られます。

第3節 アンケート調査結果から

(1) 調査の概要

① 調査の目的

この調査は、子ども・子育て支援事業のさらなる充実に向けた「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、計画の実効性をより高めていくために実施しました。

② 調査対象者

○就学前児童保護者調査

対象者：平成24年4月2日～平成30年12月1日の間に生まれたお子さんとその保護者

対象者数：1,000人

○就学児童保護者調査

対象者：住民基本台帳の中から小学校1年生から3年生のお子さんの保護者

対象者数：627人

③ 調査期間及び調査方法

○調査期間：平成31年3月1日～3月18日

○調査方法：

- ・認定こども園・保育所・幼稚園・小学校に通っているお子さんのいる世帯
認定こども園・保育所・幼稚園・小学校を通じて配布・回収
- ・就学前で在宅のお子さんのいる世帯
子育て広場・健康診査機会等での配布、郵送による回収

④ 回収結果

調査対象者	対象者数（人）	有効回収数（人）	有効回収率（％）
(1)就学前児童保護者調査	1,000	708	70.8
(2)就学児童保護者調査	627	541	86.2

(2)調査の主な結果

① 就学前児童調査結果から

- 子育てに日常的に関わっている人では、「父母ともに」が最も多く、「認定こども園」、「祖父母」の3項目が半数を超えています。
- 同居・近居の状況では「父母同居」が最も多い他、「祖父母近居」が51.7%、「祖父母同居」が31.6%などとなっています。
- 子をみてもらえる状況について母親の就労別に見ると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」との回答については、フルタイムの人では5割を超えている一方、パートなどで働いている人では4割を下回っています。
- 子育てに必要なサポートとしては、「病児・病後児保育施設の充実」や「遊び場・子育て広場の充実」、「緊急時の一時預かり」についての意見が多く見られます。
- 母親で、現在産休中等の人を含めて現在『就労中』と回答した人は全体の8割を超えています。
- 定期的な教育・保育の事業の利用については市内の多くの施設が認定こども園に移行していることから「認定こども園」との回答が非常に多くなっています。
- 母親の就労別では現在働いている人を中心に、預けている時間について、現実では7時間が多いのに対し、希望では8時間が多く、現在よりもう少し長く預けたいと感じている傾向が見て取れます。
- 教育・保育施設を選ぶ上で重視したことでは、「自宅に近いこと」が最も多く、「教育・保育の方針や内容」や「保育者（職員）の体制や対応が良いこと」が4割台で多くなっています。
- 幼児期の教育・保育の「質」の向上に重要なこととしては、「保育者（職員）と子どもとの信頼関係」が最も多く、「施設・設備の充実」や「子どもの発達に即したカリキュラム」などが4割台で多くなっています。
- 教育・保育施設に求めることでは、「安全確保への配慮（防犯、セキュリティ、災害時対応等）」と「保育者（職員）の対応の充実」が4割を超えて多くなっています。
- 定期的な教育保育の土日や長期休暇中の利用意向がある人は、土曜日が4割、日曜日が1割、長期休暇中は半数以上となっています。
- 地域子育て支援拠点（いわゆる子育て広場など）について今後利用を増やしたい人は全体の4割半ば程見られます。
- 市で実施している事業の認知度では、7割を超える項目も見られる一方、「家庭教育に関する講座・学級」などでは5割に満たない項目も見られます。
- 放課後の過ごし方について「放課後学童クラブ〔学童保育〕」や「認定こども園が実施する学童クラブ」では、低学年時が最も多くなっています。
- 潮来市の子育て環境や支援の満足度は、満足度5（高い）が1.4%にとどまったのに対し、満足度3（普通）は、37.3%、満足度1（低い）は、17.7%となっています。

② 就学児童調査結果から

- 同居・近居の状況では、「父母同居」が最も多い他、「祖父母近居」が41.4%、「祖父母同居」が32.5%などとなっています。
- 母親で、現在産休中等の人を含めて現在『就労中』と回答した人は全体の8割を超えています。
- 放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごし場所として、「放課後学童クラブ」と「認定こども園が実施する学童クラブ」を挙げた人の学年別の傾向を見ると、どちらも1年生が最も多い傾向が見られます。
- 放課後を過ごさせたい場所については、いずれの学年時でも「自宅」との回答が最も多くなっています。小学3年生では、中学年（3年生、4年生）時について「自宅」や「習い事」との回答が全体より多くなっています。
- 放課後学童クラブの土日や長期休暇中について利用意向がある人は、土曜日では全体の2割、日曜日・祝日では全体の1割、長期休暇中は半数弱となっています。

③ 自由回答から

○未就学児

- 「遊び場」についての意見が最も多く、市内に安全に遊べる場所が少ない、公園に遊具がない、大きな公園がほしい、などが主な意見となっています。
- 次いで「経済的支援」について、医療費負担や保育料などの負担の重さや、他市で実施されてるような補助事業等を展開してほしい、などが主な意見となっています。
- 3番目には「子育て環境」が挙げられ、子どもがいても働きやすい環境にしてほしい、他市と比べて充実していない、などが主な意見となっています。

○就学児

- 「放課後対策」についての意見が最も多く、預ける時間や利用する環境など放課後児童クラブの充実についての意見が特に多く見られます。
- 次いで「遊び場」について、公園の充実が特に多く見られます。
- 3番目には「教育・学校」が挙げられ、合併や職員を増やすこと、給食の内容の改善などが見られます。

第4節 今後の取り組み

(1)教育・保育の全入時代に向けた対応の充実

近年、女性の就労については、経済状況等の変化により、就労率が以前に比べて高く、また、以前のようないわゆる M 字カーブも緩やかになってきています。また、令和元年度より、国主導の幼児教育・保育の無償化がはじまりました。

このような背景を受け、本市においても未就学児のいわゆる「定期的な教育・保育」の利用が伸びており、教育による1号認定、または保育による2号認定に基づく利用が9割を超えてきており、今後の見通しにおいては全入として見込むべき段階となっています。

近年の少子化に関しては、その傾向が続いており、利用率が上昇しても総利用者数は減少する事業等も見られます。

本計画期間においては、サービスの量の拡充についてはすでに一段落したものと見込むものの、それぞれのサービスの質の充実を図るとともに、教育・保育に関わる施設や事業者との連携や情報交流を強化し、それぞれの事業や施設がより利便性の良いものとなるよう検討を行うなど、子育てしやすいまちを目指します。

(2)子どもたちがのびのびと過ごせる場の充実

アンケート調査においては、未就学児では子どもの遊び場の充実が、就学児では、遊び場に加え、放課後の過ごし方が市の課題であることが浮かび上がっています。

この点について、就学児に対しては国ではいわゆる「小1の壁」の解消に向けて、「新・放課後プラン」を打ち出し、市町村に対しても、学校施設の徹底的な活用などの受け皿の整備を求めています。

本市においても、地域子育て支援拠点事業の活用、地域資源である公民館や既存幼児施設の利活用により、親子や子どもたちの遊び場など、子どもたちが伸び伸びと過ごせる場の充実を目指し、検討を行います。

(3)気軽に相談できる体制の充実

近年、経済的な困窮等の理由から、子どもを育てることが難しい環境の世帯がみられます。子どもの頃に貧困期を過ごすことは、教育を十分受ける機会等に恵まれないことや、栄養や住環境の不十分さ等、多様な不利な経験が重なり、成長後に再び貧困層となってしまう、いわゆる、貧困の連鎖に巻き込まれやすい状況にあります。

妊娠中の悩みから子育てに関する心配事まで、いつでも安心して相談できる子育て世代包括支援センターも開設され、今後は家庭全般の支援、相談窓口として「子ども家庭総合支援拠点」の設置の推進など、どのような立場の方でも気軽に相談でき、適切なサービスへとつなげられる体制の充実を目指し、支援を行います。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

基本理念

子どもも家庭もいきいき、すくすく

みんなで育む いたこの未来

子どもを『産み・育てる』ことは、社会を維持し次代を創造する最も大切な社会的な営みといえます。

そのためには、子どもを育てる親やその他の保護者が、子どもを愛し、真に子どもの健やかな成長と幸福を願い、そして、何よりも子どもの幸せを第一に考えていくことが大切です。それと同時に、子どもをほしいと思う誰もが安心して子どもを産み・育てられる環境、そして、子育てを楽しいと感じられるまちづくりを推進していく必要があります。

こうしたことから、基本理念については、前期計画の『子どもも家庭もいきいき、すくすく みんなで育む いたこの未来』を引き継ぎ、市・子育て家庭・市民（地域）が、それぞれの役割の下に、将来の潮来市を担う子どもたちを“みんなで育てる”意識の醸成を引き続き図っていきます。

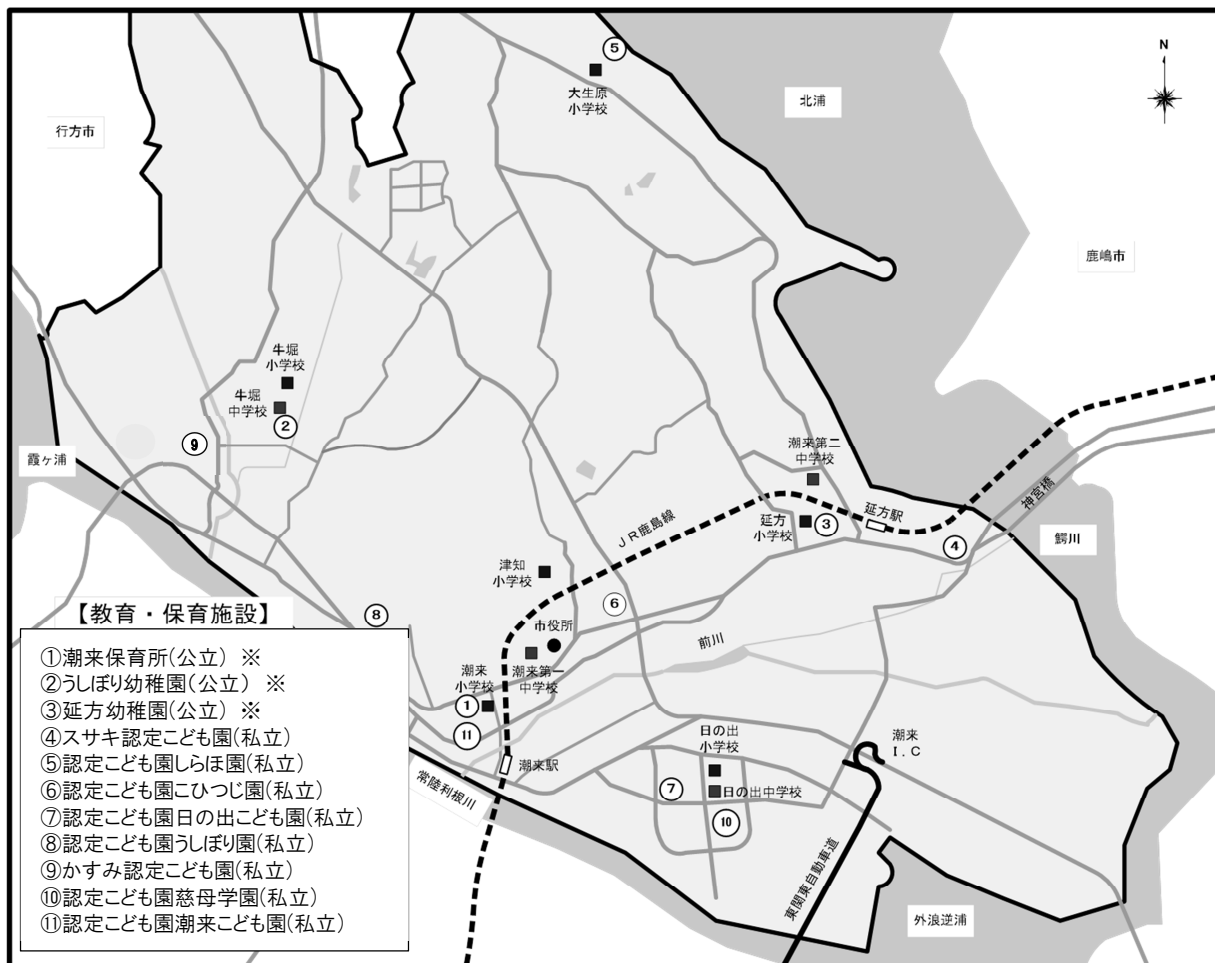
また、子どもたちの成長を見守り、本市の豊かな自然環境や伝統を次代へつなぐといった役割を担うことが大切であり、地域のつながりを形成しながら、子育て家庭が地域や社会から孤立することなく、多様な暮らし方を選択できる社会の実現を目指します。

第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件や人口などの社会的条件をはじめ、教育・保育の利用状況や施設整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定める必要があります。

本市では、前計画策定以降、特に大きな変更事情が見られないことから引き続き、面積や人口、利便性等から、市域全域を1つの「区域」として設定し、計画を推進していきます。

■ 市内の主な教育・保育施設の状況(平成 31 年4月1日時点)



※令和2年度から、①潮来保育所、②うしぼり幼稚園、③延方幼稚園は統合再編し、①潮来保育所が「潮来市立あやめこども園」となります。

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

第1節 教育・保育の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援法に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画を作成することとなっており、その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっています。

この中では、いわゆる平日昼間に定期的に認定こども園や幼稚園、保育所等を利用するための「施設型給付」及び「地域型保育給付」と、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」について、必要とされる量を見込み、それに対する確保の方策を取りまとめ、記載することとなっています。

「潮来市子ども・子育て支援事業計画」における、量の見込みとそれに対する確保の方策について、次のとおりとします。

(1)教育・保育給付認定と施設等利用給付認定

これまで、認定こども園や、幼稚園、保育所を利用する場合には、利用者が申し込み、市が「保育の必要性」と「保育の必要量」を確認して、利用者に対し教育・保育給付認定（いわゆる1号認定から3号認定）を行い、その認定に基づいて各施設への申し込みが行われていました。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の制度が始まり、新たに「保育の必要性」のみで認定を行う施設等利用給付認定（いわゆる新1号認定から新3号認定）が加わり、おおよそ次ページのような区分で実施されます。

ただし、量の見込みとその確保の段階においては、1号認定と新1号認定を1号認定、2号認定と新2号認定を2号認定、3号認定と新3号認定を3号認定として取り扱います。

■教育・保育給付認定と施設等利用給付認定

	保育の必要性の認定	保育の必要量の認定
教育・保育給付認定 (1号認定～3号認定)	必要	必要
施設等利用給付認定 (新1号認定～新3号認定)	必要	不要

① 幼稚園または認定こども園(幼稚園部分)のみを利用したい場合

対象年齢	利用したい施設・事業	認定
3～5歳	幼稚園(新制度移行 ※1)または認定こども園(幼稚園部分)のみ	1号認定
3～5歳	幼稚園(新制度未移行 ※1)のみ	新1号認定

② ①に加えて、一定時間以上長く預けたい(預かり保育を利用したい)場合

対象年齢	利用したい施設・事業	認定
3～5歳	幼稚園や認定こども園の「預かり保育事業」まで	新2号認定

例)「預かり保育事業」は施設等利用給付認定に基づく事業となるため、教育・保育給付認定での[1号認定]と、施設等利用給付認定での[新2号認定]を受けることとなります。

③ 保育所または認定こども園(保育所部分)、地域型保育のみを利用したい場合

対象年齢	利用したい施設・事業	認定
3～5歳	認可保育所または認定こども園(保育所部分)、地域型保育(※2)のみ	2号認定(※3)
0～2歳	認可保育園または認定こども園(保育所部分)、地域型保育(※2)のみ	3号認定(※3)

④ ③以外に、該当の事業を利用する場合

対象年齢	利用したい施設・事業	認定
3～5歳	各事業(※4)の利用を希望する場合	新2号認定
0～2歳	各事業(※4)の利用を希望する場合	新3号認定(※5)

※1 新制度への移行の状況については、子育て支援課または各幼稚園にお問い合わせください。

※2 市内には該当施設はありません。

※3 2号認定又は3号認定を受けており、保育所等を利用している場合等は施設等利用給付認定を受けることは不可

※4 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業 等

※5 住民税非課税世帯に限られます。

(2)量の見込みと確保の方策

① 1号認定（3～5歳の教育の利用）

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	122	122	124	118	110
確保の方策(総数)	129	129	129	129	129
確保方策一量の見込み	7	7	5	11	19

<確保の方策の考え方>

これまでの確保の方策に対し、今後も量の見込みが上回ることを想定されにくいことから、人口やニーズに十分配慮し、引き続き上記の量を確保します。

② 2号認定（3～5歳の保育の利用）

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	418	413	405	396	388
確保の方策(総数)	453	453	453	453	453
確保方策一量の見込み	35	40	48	57	65

<確保の方策の考え方>

これまでの確保の方策に対し、今後も量の見込みが上回ることを想定されにくいことから、人口やニーズに十分配慮し、引き続き上記の量を確保します。

③ 3号認定（0～2歳の教育の利用）

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量の	0歳	25	27	30	34	38
	1～2歳	218	215	218	221	221
	合計	243	242	248	255	259
確保の方策(総数)		306	306	306	306	306
確保方策一量の見込み(合計)		63	64	58	51	47

<確保の方策の考え方>

前回の量の見込に対して0歳児では実績が下回ったものの、1～2歳児では見込みよりも実績が多くなっており、今後も0～2歳の保育ニーズの高まりと年度途中から利用を希望する人の増加を十分把握し、量を確保します。

第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1)学童保育(放課後児童クラブ)

事業内容：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：クラス)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10
うち、放課後児童クラブ	10	10	10	10	10
放課後子ども教室	※	※	※	※	※

<確保の方策の考え方(国の新放課後子ども総合プランへの対応)>

放課後児童クラブについては、本市においても利用が大きく伸びており、今後も、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等による利用者数の増加が見込まれています。国においては、トレンドや政策動向、地域の実情等、中でも、待機児童の解消の実現や今後想定される女性就業率の上昇を踏まえ、量の見込みを検討・算出することとしています。

先の実績にも示したとおり、本市においては「放課後児童クラブ」を実施しており、今後利用率が一層高まることを想定しても、市全体としては現状の確保方策内にとどまるものと考えますが、地域により増加が見込まれる区域もあることから1クラス増の見込みと確保の方策とします。

(※)本市では、「放課後子ども教室」を開設していますが、これは、いわゆる平日放課後の過ごし場の場としての事業ではなく、週末に地域の公民館などを活用して子どもの居場所を設け、地域の方々が指導者やボランティアとして参加して、子どもたちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行う取り組みとして実施しています。

これらのことから、本市においては、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることを目指します。

(2)時間外保育事業(延長保育事業)

事業内容：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：カ所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保方策	8	8	8	8	8

<確保の方策の考え方>

市内8カ所の認定こども園で事業を実施しており、対応が十分可能な状況であるため、引き続き申し込みに対応できるよう体制を整えます。

(3)一時預かり事業

事業内容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園などにおいて、一時的に保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

○ 幼稚園等在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

(単位：カ所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保方策	8	8	8	8	8

○ 認定こども園、保育所(園)などにおいて、一時的に保育を行う事業(非在園児)

(単位：カ所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9	9	9	9	9
確保方策	一時預かり	9	9	9	9
	ファミリー・サポート・センター	1	1	1	1

<確保の方策の考え方>

一時預かりは保護者の状況に合わせて行われることなどから、本計画においては実施カ所数を見込みと確保の方策とします。

市内9カ所の認定こども園で対応が十分可能な状況であるため、引き続き申し込みに対応できるよう体制を整えます。ファミリー・サポート・センターでも一時的な預かりが可能です。

(4)病児保育事業

事業内容：病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：カ所)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保方策	病児保育事業	1	1	1	1	1
	ファミリー・サポート・センター	1	1	1	1	1

<確保の方策の考え方>

病児保育事業はお子さんが病気になるなどの事情に伴い行われることから、本計画においては実施カ所数を見込みと確保の方策とします。

ファミリー・サポート・センターでも病後のお子さんなどを預かることが可能です。

(5)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業内容：子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		587	572	557	542	527
確保方策		587	572	557	542	527

<確保の方策の考え方>

ファミリー・サポート・センターの協力会員を確保し、子育て援助活動支援事業に対応できる体制を図っていきます。また、引き続き負担軽減等、利用しやすい制度を継続してまいります。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業内容：保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

<確保の方策の考え方>

必要な家庭に対しては施設に委託して実施する体制を確保します。

(7)地域子育て支援拠点事業

事業内容：子育て広場等で実施している子育てについての相談や情報の提供、援助、子育て家庭の交流を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,597	3,519	3,442	3,362	3,283
()内は拠点数(カ所)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
確保方策	3,597	3,519	3,442	3,362	3,283
()内は拠点数(カ所)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)

<確保の方策の考え方>

公共施設等で開催している「子育て広場」が盛況であるため、引き続き開催するとともに、開催の日数や時間帯、場所等の拡大について検討を行います。



(8)利用者支援事業

事業内容：教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：カ所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

<確保の方策の考え方>

本事業の実施にあたっては平成30年度から「潮来市子育て世代包括支援センター」を開設しており、今後も子育て支援課とかすみ保健福祉センターが連携し、事業にあたります。

(9)妊婦健康診査

事業内容：妊婦の健康管理のため、14回分の妊婦健康診査受診券を発行し、健康診査の費用を補助する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	163	158	153	148	143
確保方策	163	158	153	148	143

<確保の方策の考え方>

妊娠届出のあった妊婦に対し、母子健康手帳交付の際に保健師との個別面接を実施し、健康管理について説明を行い、妊婦健診の受診券を発行します。

(10)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

事業内容：生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育発達を確認しながら相談に応じ、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	168	163	158	153	148
確保方策	168	163	158	153	148

<確保の方策の考え方>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健センターの保健師が家庭を訪問し、育児についての相談に応じ、必要な情報提供や養育環境等の把握を行います。

(11) 養育支援訪問事業

事業内容：養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

<確保の方策の考え方>

養育支援が特に必要となった場合の事業という性質があるため、現在は利用のない年も見られますが、今後もサービスを必要とした人に対し、適切に供給できるよう量を見込みます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行の幼稚園等に対して保護者が支払うべき副食費を助成する事業です。

<確保の方策の考え方>

特定教育・保育施設等と連携して、対象となる世帯に対して助成の検討を進めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

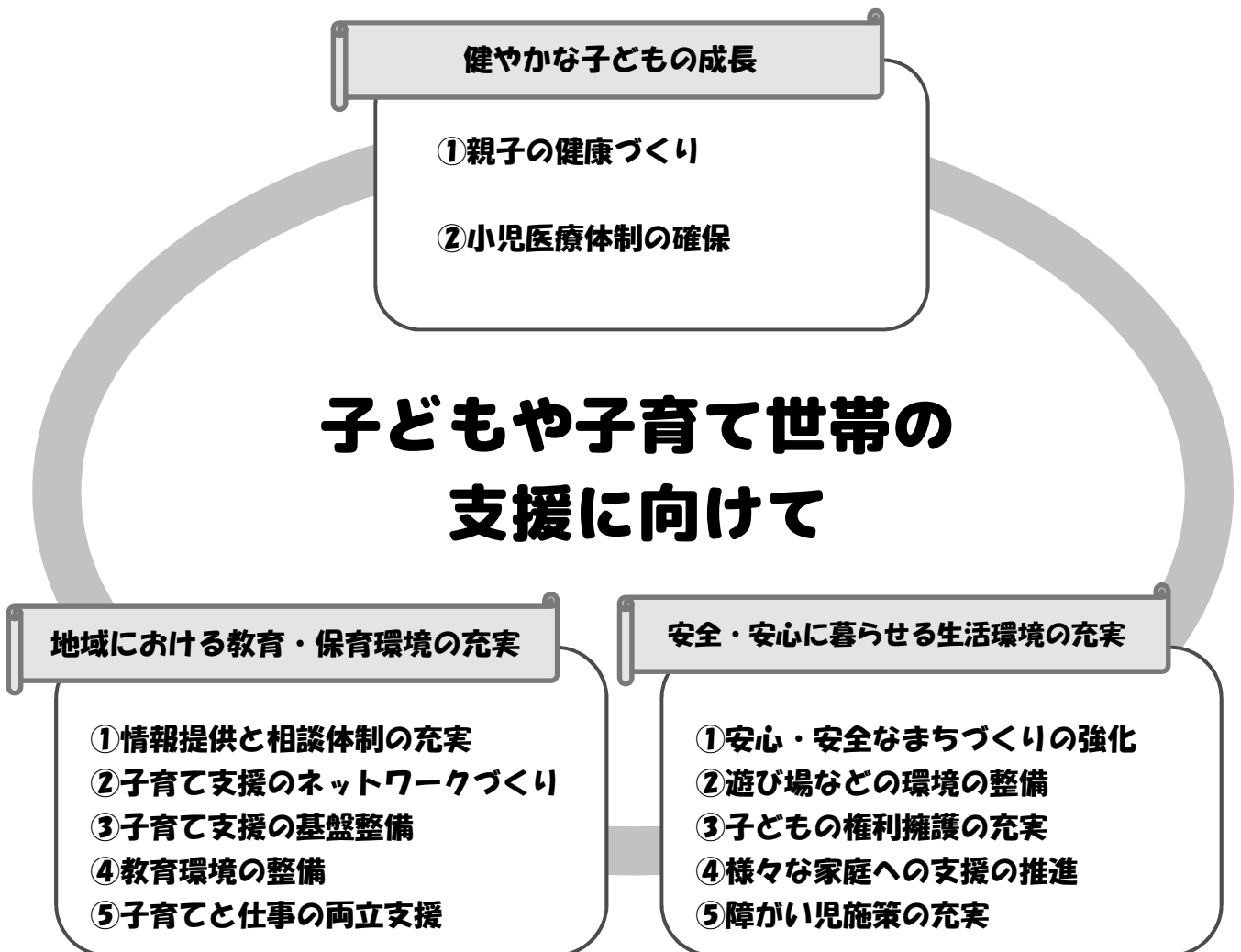
<確保の方策の考え方>

事業については、今後の供給体制の整備の必要性に応じて適切に進めます。

第3節 子どもや子育て世帯の支援に向けて

基本理念に掲げる「子どもも家庭もいきいき、すくすくみんなで育む いたこの未来」の実現に向けては、教育・保育の事業等を確保していくのみならず、健康づくり、教育環境、生活環境など多分野から取り組んでいくことが必要です。そのため、関連する市内外の様々な組織や機関と連携を取り、推進していきます。

■子どもや子育て世帯の支援のイメージ



(1) 健やかな子どもの成長

① 親子の健康づくり

妊娠期から乳幼児期を通じて、母子が心身ともに健やかに成長し、安心して育児できるよう健康診査や保健指導、親の育児不安の解消に向けた学習機会の提供など、子どもの健やかな成長を支援します。

・妊婦期からの継続した支援の充実

「潮来市子育て世代包括支援センター」と各関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施します。

・妊産婦に対する健康診査の実施

妊産婦の疾病・異常の早期発見や予防、安全な分娩と健康な子どもの出生のため、健康診査などの充実に努めます。

・妊娠・出産等に関する学習機会の充実

出産・育児の不安を緩和し、安心して子どもを産み育てられるよう、妊産婦や配偶者等を対象とした講座や食に関する学習をする機会の充実に努めます。

・不妊症等に関する支援の充実

県が実施する「不妊治療助成事業」に加え、市としての助成や男性不妊・不育症に対する助成等、事業の充実に取り組んでいきます。

・乳幼児の健康づくりに関する学習機会の充実

乳幼児の保護者を対象とする、子どもの健康管理や発達・発育、子育て等の母子保健に関する学習機会の充実に努めます。

・乳幼児の健康診査、相談の実施

各種健康診査時などにおいて、乳幼児の健康管理や子育てに関する相談に応じ、安心して子育てができるよう支援します。

・乳幼児における食育の推進

乳幼児から正しい食生活を身につけていくため、食生活改善に関する地域団体と連携して、食に関する講座や調理実習、相談指導などを行います。

・乳幼児歯科保健事業の推進

食生活指導及び健康診査時にブラッシング指導、2歳児歯科健診の実施など、乳幼児の歯科保健の推進に努めます。

・予防接種の実施

各種感染症の発症や重症化予防のため、予防接種についての周知を徹底し、実施します。

② 小児医療体制の確保

小児医療の充実に努めるため、茨城県や鹿行管内の自治体との連携を図りながら、子どもが緊急時に適切な医療を、速やかに受けることができる小児医療体制の充実に図ります。

・事故防止等に関する情報提供

乳幼児健診や各種子育て講座、市ホームページ等を活用して、乳幼児の事故防止等に関する情報提供に努めます。

・小児救急医療体制の確保

緊急時に適切な医療を速やかに提供できるよう、医師会など関係機関と連携して、潮来市休日当番医、夜間小児救急診療所等の小児救急医療体制の確保に努めます。

・子育て家庭における医療費負担の軽減

医療福祉制度（マル福制度）により、子育て家庭における医療費の負担軽減を図ります。また、県の所得制限等により非該当になった家庭等に対して、引き続きマル福制度を拡充して推進します。



(2)地域における教育・保育環境の充実

① 情報提供と相談体制の充実

子どもや子育てに関する各種サービスについて、利用を希望する方が、それぞれの状況に応じて、適切に利用ができるよう、子どもや子育て世帯に対し、広報紙やホームページ、各種事業等を活用して、情報提供や相談支援等を行います。

また、本市の教育・保育のニーズ量を基礎として、計画的に各種サービスの確保に努めます。

・情報提供の充実

広報紙やパンフレット、ホームページ、「潮来市子育て応援サイトいたここ-itaCoCo-」など、多様な媒体を通じて、子育てや家庭教育に関する情報を提供します。また、各種手続きや保育・教育関連事業・施設に関する情報等を掲載した「子育てガイドマップ」等を作成・配布します。そのほか、外国語表記など、外国籍の居住者に対する情報提供に配慮するよう努めます。

・相談体制の充実

かすみ保健福祉センターでは、乳児家庭全戸訪問事業や4ヶ月・7ヶ月・1歳児育児相談の他、随時育児に関する相談を受け付け、相談しやすい環境づくりに努めます。

また、臨床心理士等の専門員が相談に応じる巡回支援専門員整備事業や家庭児童相談室、教育相談等、各種相談先についてわかりやすく広報します。

様々な相談内容に応じて、関係機関と連携し、総合的な支援を行うとともに、適切な支援ができるような体制づくりに努めます。

② 子育て支援のネットワークづくり

多様化する子育て家庭のニーズに対応するため、子育てに関する情報提供を進めるとともに、子育て支援に係わるグループ・団体のネットワーク化を促進します。

また、子育て中の親子が交流し・集い、子育てに関する相談支援などを行う機会の充実に努めます。

・子育て支援ボランティアの育成・支援

関係機関・団体と連携し、活動の場の提供等の支援を行います。

また、子育て経験の豊かな住民や高齢者等の積極的な参加を促進し、活動活性につながるよう支援します。

・多様な交流活動の機会や場の充実

異年齢児とのふれあいや世代間交流などを通じて、人との関わり、人に対する愛情や信頼感などを育めるよう、多様な交流活動の機会や場の充実に努めます。

今後もこうした世代間の交流を継続的に行い、地域の子育てへの相互理解、子どもを見守る意識の向上に努め、地域の教育力・福祉力を高めます。

③ 子育て支援の基盤整備

子どもや子育て世帯の利用意向にできるだけ沿えるよう、教育・保育施設をはじめ、子育て支援事業の整備を促進し、より利用しやすい環境づくりを進めます。また、民間活力を積極的に活用し、子どもの過ごし場所やきめ細かな保育サービスを促進するなど、多様なあり方に対応した子育て支援の基盤整備に努めます。

・各種サービスの充実

教育・保育に関する事業や地域子育て支援事業に関するサービスの量の確保に向け、本計画を中心に整備を進めるとともに、子ども・子育て会議等に進捗を報告し、ニーズの高まりがみられるサービスについては整備について検討を行います。

また、施設の老朽化などの状況を踏まえ、施設の改修を計画的に推進し、安全・安心な施設運営に努めます。

・子どもの居場所づくり

地域における子どもの居場所づくりとして、既存の公民館、体育施設、図書館等の活用を図るとともに、学校開放を進めます。

・各種団体活動の支援

PTA、子ども会、スポーツ少年団など、子どもに関わる活動に取り組んでいる各種社会教育団体等の活動を支援します。

・各種指導者・ボランティアの育成

生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者やボランティア組織の育成に取り組みます。

・第三者評価機関による保育サービスの評価

第三者評価機関による客観的な評価制度により、目に見える形でサービスの向上につなげます。

また、利用者本位のサービス提供につながるよう、各園での第三者評価機関による評価制度の導入を推進します。

・専門的職員の配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーについて、派遣を検討します。

④ 教育環境の整備

次代の担い手である子どもが自主性・自立性を育み個性豊かに生きる力を身につけることができるよう、学力の向上に努めるとともに、豊かな心や健やかな体の育成に努めます。また、子どもを地域社会全体で育てていくため、学校、家庭、地域が連携のもと、すべての教育の出発点である家庭教育への支援と充実を図り、地域の教育力向上に向けた取り組みを推進します。

・教育内容・環境の充実

基本的な生活習慣を身につけさせることを基本に、幼児一人ひとりの発達や学びの連続性を踏まえた適切な指導を行い、認定こども園における教育内容・施設環境の充実を図ります。

また、小学校への円滑な移行のため、市保幼小接続カリキュラム等により認定こども園と小学校間の連携や家庭と地域の連携を強化し、教育環境の充実を図ります。

・多様な体験活動の推進

さまざまな体験活動を通じて、子どもの成長過程において希薄になりがちな地域社会とのつながりを維持し、ふるさとへの誇りをもって主体的に生活できるよう、自然体験、農業体験、奉仕体験など、さまざまな体験活動を推進します。

また、国際交流事業を通じて、国際性豊かな青少年を育成します。

・家庭教育に関する講座や教室の開催

家庭教育に関する講座や教室の開催をはじめ、広報・啓発活動を通じて、家庭における教育力の向上を促進します。

また、子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するために、子どもとの関わり方の指導など、保育・教育・医療等の専門家による学習機会の充実を図るとともに、保健・福祉・教育関係機関とも連携し、小・中学生の保護者を対象とする家庭教育に関する学習機会を充実させるほか、祖父母等に協力いただき、子育て教室の実施を検討します。

・心の悩みに対する相談支援体制の充実

子どもたちが抱える心の問題に対して早期に対応・支援を行うために、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーを各校に派遣し、子ども、保護者、教師のさまざまな相談に対応し、専門的な立場からアドバイスを行います。

また、教育支援センターでは、不登校やひきこもりなどについて面談や電話相談をはじめ、学校とも連携を図り、子どもや保護者、教師の相談に対応します。

・青少年育成活動の推進

青少年育成団体との連携のもと、青少年に関する地域住民への啓発活動を進めるとともに、非行防止や青少年に関する団体間のネットワークの充実・強化を図ります。

また、基本的な生活習慣や食習慣の乱れが、子どもたちの心と体の成長に悪影響を与えていることから、体力の向上と心身ともに健康な子どもの育成、性、喫煙、飲酒、薬物等に関する教育に努め、生活習慣の予防や心身の悩みなど適切な保健指導に努めます。

⑤ 子育てと仕事の両立支援

男女が家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野においてパートナーとして責任を担う社会が実現できるよう「潮来市男女共同参画基本計画」に基づく各種施策・事業を推進します。

また、仕事と生活の調和のとれた多様な働き方が実現できるよう、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の普及・啓発に努めます。

・男女共同参画による子育ての推進

家庭内での性別による役割分担意識を改め、父親の子育て参加を促進するため、啓発活動をはじめ、家事や育児についての学習機会や体験機会となるよう、各種講座の開催を進めます。

また、認定こども園や小学校などにおいて、父親と子どもが一緒に参加する行事・活動を充実し、父親の子育てへの関わりを啓発していきます。

・就業・再就職の支援

出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象に、就職に役立つ技術の習得・向上や労働諸制度に関する各種講座・セミナーの開催を関係機関とともに進めます。

・子育てと仕事の両立支援に向けた広報・啓発

市民・労働者・事業主に対して、育児休暇等の子育てと仕事の両立に関わる雇用制度についての広報・啓発活動を推進し、市民意識の醸成を図ります。

・乳幼児とのふれあい体験

小・中学生の乳幼児とのふれあい体験を通じて、子育てに対する意識を醸成する機会づくりを進めます。

また、職場体験学習や総合的な学習の時間を活かして、認定こども園等との交流を行う機会を促進します。

・中学生向けの職業体験の推進

中学校や高校における職場体験をさらに充実させ、さまざまな職場体験システムを地域企業の協力を得ながら、構築を図ります。

(3)安全・安心に暮らせる生活環境の充実

① 安心・安全なまちづくりの強化

生活道路の整備や防犯灯の設置・通学路の安全確保と交通事故の防止を図るとともに、学校、地域、関係する団体との連携を強化して、安心・安全なまちづくりに努めます。

・交通安全対策の推進

警察や交通安全協会・交通安全母の会と連携し、子どもや保護者、ドライバーに対するきめ細やかな交通安全教育、啓発活動の実施に努めるほか、関係する団体等の会員の育成を図ります。

また、警察や交通安全協会・交通安全母の会と連携し、児童等に交通安全教室を実施し、交通安全についての啓発を行います。

・地域と連携した防犯活動の推進

地域住民がさまざまな活動のなかで、日ごろから子どもたちを見守る活動を推進し、地域での見守りに努めます。

また、PTA や青少年育成団体と連携して実施する登下校時の巡回や「こども 110 番の家」等の設置について支援を行います。

② 遊び場などの環境の整備

親子や子ども同士が安全に楽しく遊ぶことができる身近な遊び場の確保・充実、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化など安心して暮らせる環境づくりに努めます。

・身近な遊び場の整備・充実

子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士の自由な交流の場（つどいの広場）や都市公園など、身近な遊び場の整備・充実に努めます。

また、環境アダプト制度（里親制度）の導入など、地域住民や利用団体との協働による維持管理体制を目指し、地域の協力を得ながら、遊具の点検・改善や清掃など公園の美化、環境整備に努めます。

・福祉のまちづくりの普及啓発

高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児を連れた人など、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

そのため、住民や事業主等への福祉に対する意識の普及・啓発を進めます。

③ 子どもの権利擁護の充実

児童相談所など関係機関と連携を強化して、養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。また、地域の子育て支援機能を活用して虐待の未然防止に努め、早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまできめの細やかな福祉サービスの展開を推進します。

・児童虐待防止ネットワークの推進

市をはじめ地域の保健・医療・福祉・教育団体や警察等の専門機関によって構成される虐待防止ネットワークにより、児童虐待の早期発見から発見後のフォローまで、総合的に対応を図ります。

・児童虐待の予防・早期発見・相談支援体制の確立

乳幼児健診や訪問指導などの母子保健活動の機会を利用し、子育てに対する不安の軽減を図り、虐待の早期発見につなげます。

民生委員・児童委員による地域における児童虐待や子育てに関する相談支援活動の充実に努めます。

・虐待防止に向けた取組みの充実

体罰についてや体罰によらない子育てについて広報・研修等を行い、啓発します。自分で危険を判断し対処することの出来ない年齢の子どもを自宅や車内に放置してはならないことなどを母子手帳交付時や乳幼児健診の機会などを活用し、周知します。

また、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握に努めるとともに、児童相談所と他市町村等の情報共有を推進します。

・「子ども家庭総合支援拠点」の設置

子ども家庭支援全般に係る業務や、要支援児童及び要保護児童等への支援、関係機関との連絡調整を行う、「子ども家庭総合支援拠点」を令和 4（2022）年度までに設置を目指します。

・児童虐待防止に関する啓発

広報紙やパンフレット、ホームページ等の媒体を活用し、子どもの権利や虐待防止に関する情報を提供し、市民の関心を喚起します。

・社会的養育の推進と里親制度の活用に向けた取組み

子どもにとって家族は人としての成長に大きな役割を果たすことから、平成 28 年改正児童福祉法の理念のもと「新しい社会的養育ビジョン」などに基づき、国や県の施策と歩調を合わせ、里親制度の啓発を進めるなどの社会的養育の推進に取り組みます。

④ 様々な家庭への支援の推進

ひとり親家庭などに対しては、生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策など、総合的な自立支援に努めます。

・児童手当の支給

児童手当について、制度に基づき実施します。

・保育料等の負担軽減

国の施策動向を踏まえながら、負担軽減が必要な世帯に対し、適切に情報提供を行い、各事業の利用を推進します。

・医療費についての負担軽減

医療福祉制度の利用を推進し、子育て家庭における医療費の負担軽減を図ります。

・ひとり親家庭に対する支援の充実

母子・父子自立支援員による相談支援体制の充実を図り、ひとり親家庭の自立に必要な相談・指導に努めるとともに、ひとり親家庭の仲間づくりを促進するため、交流会を開催します。また、ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付制度、母子小口資金貸付制度等の普及啓発と就労支援を行います。

・児童扶養手当の支給

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給を行います。

・母子・父子自立支援員による相談支援の充実

県の県民センター（茨城県内4か所）及び福祉相談センター等の母子・父子自立支援員と連携し、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けや、ひとり親家庭や寡婦の方の相談に応じます。

・保護者の円滑な事業等の利用に向けた支援

保護者が、日本語を母国語としていなかったり、障がいがあったり、契約等において十分な判断能力が認められないといった場合等において、その子どもが乳幼児期に必要な教育・保育等を円滑に利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

・家庭児童相談室や児童委員(民生委員)による相談支援の充実

市の家庭児童相談室や市内の児童委員（民生委員）が気軽に身近な相談先であることを広く市民に広報するとともに、各関連機関との連携を図り、様々な立場の児童や子育て世帯への支援につなげられるよう努めます。

⑤ 障がい児施策の充実

発達支援・療育支援が必要な子どもとその保護者を対象に、早期発見・対応をするため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を進めます。

また、保健、医療、福祉、教育等の連携により、在宅生活や就学支援の体制整備に努めるとともに、障がいのある子どもに関する相談支援を推進します。

さらに、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、一人ひとりの希望に応じた適切な支援に努めます。

・障がいの早期発見・早期療育

発達の遅れや心身に障がいのある就学前児童について、保健センター等の関係機関と連携を図り、早期発見・早期療育体制の充実を図ります。また、発達障がい等に関する知識を有する専門員が、認定こども園等へ巡回し支援する巡回支援専門員整備事業を実施し、障がいの早期発見・早期対応支援の充実を図ります。

・発達障がいのある子どもに関する相談支援の充実

母子保健事業や各種子育て相談、就学相談、スクールカウンセラー事業等を通じて、LD（学習障がい）や ADHD（注意欠陥・多動性障がい）などの発達障がいのある子どもに関する相談支援活動を推進します。

・障がい児保育の推進

一人ひとりの障がいの種類・程度に応じ、家庭や専門機関等との連携を密にしながら、きめ細やかな障がい児保育を継続していきます。

また、通園施設など、関係機関との連携を図り、情報交換やケーススタディを通じて、障がいのある子どもに対する適切な教育の充実に努めます。

・障がい児の就学支援

障がいのある子どもたちに対して、知的・情緒・ことばの教室、といった特別支援教育の充実を図るとともに、安心して就学できるよう就学支援相談を活用し、早い段階から発見、相談、支援できるよう取り組みます。

・特別支援教育の充実

障がいの程度や特性に応じて、適正な就学指導及び学習指導ができるよう、特別支援コーディネーターを中心に、自立と社会参加を目指す特別支援教育を推進します。

また、校内、学校間、特別支援学校との交流でのふれあいを積極的に推進し、障がい児に関する理解を深めます。

・地域における医療的ケア児の支援体制の整備

医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に努めます。

・特別児童扶養手当等の支給

障がいの種類・程度によって各種手当を支給します。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

第1節 進行管理と点検・評価

本計画の内容とその実施状況については、地域の関係機関・団体や学識経験者等で構成される「潮来市子ども・子育て会議」へ報告し、点検・評価いただき、進行管理を行うとともに、その結果を計画推進に反映させ、施策展開において連携した取り組みを推進していきます。

取り組み内容や事業の進捗については、ホームページ等を通じて公表し、意見を聴取するなど、実効性の確保と協働による計画の推進を図ります。

第2節 地域・関係機関との連携と協働

本計画の着実な推進を目指し、市が優先的に取り組むべき事項を明確にしながら、地域・関係機関・関係団体の様々な立場の方々との役割分担のもとに、協働で取り組みます。

そのため、以下のような役割分担を踏まえて、地域の子ども・子育て支援にかかわる多様な教育・保育に対応した、きめ細かで柔軟な取り組みを推進します。

○ 行政の役割

潮来市における子ども・子育て支援事業の取り組み状況について、定期的に市民への周知・啓発に努めるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進していきます。

○ 地域の役割

子どもの見守りや様々な子どもや子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO活動などへの参加の拡大を図っていきます。

○ 家庭の役割

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、子どもをひとりの人格をもった人間として尊重し、しつけ、子育てを家族が協力して取り組みます。

資料編

1 潮来市子ども・子育て会議委員名簿

役職・所属団体等	氏名	備考
潮来市議会	田崎 清	委員長
民生委員児童委員協議会会長	内田 正雄 荒原 茂	副委員長
教育会会長	志村 一 志村 祥江	
主任児童委員	田所 茂乃	
潮来市小・中学校 PTA 連絡協議会会長	村田 茂穂 過足 雄介	
幼稚園 PTA 代表	篠塚 隆男 中川 真一	
認定こども園日の出こども園副園長	塙 信晋	
かすみ認定こども園園長	浅野 健二	
認定こども園慈母学園園長	橋本 隆	
うしぼり幼稚園園長	柄津 美津子 大川 千恵子	
潮来保育所	小沼 一彦	
教育部長	石津 利衛 加藤 益生	
保健師	石川 朋子	
家庭相談員	植田 浩子	
市民福祉部長	小沼 雅義	

《任期：平成30年8月9日～令和2年8月8日》

(順不同・敬称略)

2 潮来市子ども・子育て会議条例

○ 潮来市子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日

条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、潮来市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、子育て会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 子育て会議に、第2条の所掌事務に係る調査及び研究（以下「調査等」という。）をするため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、委員長が指名する。

3 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選によりそれぞれ選出し、部会の運営については、第6条の規定を準用する。

5 専門部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、市民福祉担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 計画策定経過

日 程	内 容
平成 30 年 8 月 9 日	第 13 回潮来市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援に関する事業の実施状況について ・ 公立幼児施設のあり方について
平成 31 年 3 月 1 日から 3 月 18 日まで	第 2 期潮来市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前児童保護者調査 対象者数 1,000 人 回収数 708 人 回収率 70.8% ・ 就学児保護者調査 対象者数 627 人 回収数 541 人 回収率 86.2% (調査方法：主に乳幼児施設・学校を通して配布回収)
平成 31 年 3 月 25 日	第 14 回潮来市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園平成 31 年度園児数(経過) ・ 平成 31 年度利用定員について ・ 幼児教育・保育の無償化について ・ 公立認定こども園への移行について ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画について (事業計画概要・アンケート概要説明)
令和元年 7 月 12 日	第 15 回潮来市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援事業の実施状況について ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画について (事業計画策定の概要・アンケート結果報告) <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立認定こども園の名称について
令和元年 10 月 10 日	第 16 回潮来市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画(素案)について
令和 2 年 1 月 8 日	第 17 回潮来市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・ パブリックコメントの実施に向けて ・ 幼稚園跡地活用方針について
令和 2 年 1 月 10 日から 2 月 9 日まで	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 25 日	第 18 回潮来市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度利用定員について ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の決定について

潮来市 第2期 子ども・子育て支援事業計画

発行／令和2年3月

編集／潮来市役所 子ども支援課

〒311-2493 茨城県潮来市辻 626 福祉事務所

電話番号：0299-63-1111（代） ファックス番号：0299-80-1410
